法規的告示

○文部科学省告示第百十号

大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年九月四日

文部科学大臣　松本　洋平

大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示

大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準（平成十五年文部科学省告示第四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第三条　文部科学大臣は、法第四条第一項の認可の申請のうち医師の養成に係る収容定員増に係る学則の変更の認可の申請については、令和九年度に令和十四年度までの期間を付して医学に関する学部の学科（以下「医学部」という。）に係る収容定員増を行おうとする大学が、当該大学の医学部に係る入学定員等に次の各号に掲げる増加を行うことにより算出される収容定員増を行おうとするものである場合に限り認可を行うことができる。	**第三条**　文部科学大臣は、法第四条第一項の認可の申請のうち医師の養成に係る収容定員増に係る学則の変更の認可の申請については、令和八年度に令和十三年度までの期間を付して医学に関する学部の学科（以下「医学部」という。）に係る収容定員増を行おうとする大学が、当該大学の医学部に係る入学定員等に次の各号に掲げる増加を行うことにより算出される収容定員増を行おうとするものである場合に限り認可を行うことができる。
一・二　［略］	一・二　［同上］
2　文部科学大臣は、前項の学則の変更の認可の申請を審査する場合において、当該学則を変更する年度における全国の大学の医学部に係る入学定員等の合計数の見込みが九千四百十人を超えない範囲で認可を行うものとする。	2　文部科学大臣は、前項の学則の変更の認可の申請を審査する場合において、当該学則を変更する年度における全国の大学の医学部に係る入学定員等の合計数の見込みが九千四百二十人を超えない範囲で認可を行うものとする。
3　［略］	3　［同上］
附　則	**附　則**
1・2　［略］	1・2　［同上］
3　令和八年度において、医学部に係る入学定員等に第三条第一項各号に掲げる増加を行うことにより算出される収容定員増（令和九年度に令和十四年度までの期間を付して行うものに限る。）に係る学則の変更の認可を受けようとする大学が行う当該認可の申請の審査に関しては、第一条第一項第三号及び第四号の規定は、適用しない。	3　令和七年度において、医学部に係る入学定員等に第三条第一項各号に掲げる増加を行うことにより算出される収容定員増（令和八年度に令和十三年度までの期間を付して行うものに限る。）に係る学則の変更の認可を受けようとする大学が行う当該認可の申請の審査に関しては、第一条第一項第三号及び第四号の規定は、適用しない。
4　［略］	4　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○文部科学省告示第百十一号

大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成十八年文部科学省令第十二号）附則第三項の規定により読み替えて適用する同令第七条第一項の規定に基づき、令和九年度の私立の大学の学部の収容定員（医学に関する学部の学科に係るものに限る。）を増加する学則の変更の認可の申請に係る文部科学大臣が定める期間を次のように定める。

令和八年九月四日

文部科学大臣　松本　洋平

大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則附則第三項の規定により読み替えて適用する同令第七条第一項の文部科学大臣が定める期間は、令和八年九月四日から同月十一日までとする。

その他告示

○法務省告示第七十一号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第六十一条の九第一項の規定に基づき、出入国在留管理基本計画を令和八年七月三十一日次のように定めたので、同条第四項の規定により公表する。

令和八年九月四日

法務大臣　平口　洋

第二次出入国在留管理基本計画

（目　次）

Ⅰ　出入国在留管理基本計画策定に当たって

Ⅱ　外国人の入国・在留等をめぐる状況

１　我が国に正規に入国・在留する外国人の状況等

(1)　全般的な状況

(2)　就労を目的とする外国人の状況

(3)　学ぶことを目的とする外国人の状況

(4)　身分又は地位に基づいて入国・在留する外国人の状況

２　我が国に不法入国・不法滞在等する外国人の状況等

(1)　個人識別情報を活用した上陸審査の状況

(2)　不法滞在者の状況（不法残留者の状況や退去強制手続の状況）

(3)　偽装滞在者等に係る在留資格取消しの状況

３　難民等認定申請の状況

Ⅲ　出入国在留管理行政の主要な課題と今後の方針

１　厳格かつ円滑な出入国管理の実現

(1)　これまでの主な取組

ア　バイオカードの整備推進

イ　顔認証ゲートの整備推進

ウ　2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等への対応

エ　クルーズ船の外国人旅客に係る入国審査手続の円滑化

オ　共同キオスクの導入

カ　その他の観光立国実現等に資する取組